

安全で開かれた日本実現のために¹

～ビザ緩和の効果について～

大阪大学 法学部 赤井伸郎研究室

後藤 剛志²・坂田 祐里香・大石 真依子・辻 凌平

藤原 裕樹・島田 魁

¹ 本稿は、2013年11月23日、24日に開催される、WEST論文研究発表会2013に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、赤井伸郎教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² tgooktyoiontsuiydoesnhtis@gmail.com

要旨

本稿では「日本の安全を維持しつつ、外国との交流を推進し外国の活力を日本に取り込む」ことをグローバル化が進展する中で日本が実現すべきビジョンだととらえ、このビジョン達成に有力と考えられるビザ緩和政策に着目して分析を進めた。

ビザ（査証）とは日本への入国許可の要件の一つとなっているものであるが、近年、訪日外国人誘致のために、政府はビザを取得せずに日本へ入国することを可能にするビザ免除や、ビザの発給要件の緩和といった、ビザ緩和政策を積極的に進めている。しかし一方で、ビザ緩和政策は不法残留者に代表される好ましくない外国人の増加を促す恐れもある。

このようにビザ緩和政策は、日本の安全維持と国際交流推進の両方にかかわる一方で、ビザ緩和政策の効果に着目した分析はなされていなかった。このような問題意識のもと、本稿では訪日外国人数と不法残留者数それぞれにビザ緩和政策が与える影響について分析を行い、不法残留者を増やさずに、訪日外国人を増加させる政策を提言する。本稿の構成は以下のとおりである。

第1章では現在求められている訪日外国人の増加の意義について国際交流・経済活性化・地方活性化の観点から述べ、実際の訪日外国人の入国手続きについて、特にビザについて着目して、ビザ制度の意義と弊害について述べていく。そして、現在訪日外国人増加のために行われているビザ緩和政策などについて検討し、それらの政策がもつ弊害について述べた上で、現在のビザ緩和政策が、訪日外国人の誘致や不法残留者の増加に与える影響について明らかにされないままに行われているという問題意識に至ったことを述べる。

第2章では今までにおこなわれたビザ緩和に関する研究と、訪日外国人・不法残留者の増加に関する研究について述べる。ビザ緩和に関する研究は主に海外で行われたものであり、日本でビザ緩和の複数の手法に着目してその効果をみた研究は筆者の知る限り、存在しない。したがって、日本で初めてビザ緩和の複数の手法についてその効果を実証分析で明らかにしたことが本稿のオリジナリティである。

第3章では訪日外国人の増加要因と不法残留者の増加要因について、それぞれ国・地域別の10年間のパネルデータを用いて回帰分析を行う。その結果、「短期滞在ビザ免除」、「修学旅行ビザ免除」、「修学旅行ビザ緩和」「ビジット・ジャパン事業の重点市場指定」が訪日外国人の増加の要因であることがわかり、「ワーキングホリデービザ発給」が不法残留者の増加の要因であることがわかった。

第4章では、第3章の分析結果をもとに以下の政策提言を行う。

- I 短期滞在ビザ免除国・地域の拡大
- II ワーキングホリデー制度の見直し
- III ビジット・ジャパン事業の推進並びに修学旅行ビザ免除・緩和、修学旅行商品の売込

はじめに

近年、ますますグローバル化が進展する中、国家間の人の移動は活発になっている。こういった状況の中で外国との交流を促進し、海外からの活力を取りこむことは日本にとって必要不可欠である。しかし同時に、外国からの人の流入によって、日本の安全が脅かされることがないようにすることも考慮しなければならない。このことについては、法務省入国管理局の第四次出入国管理基本計画でも、「アジアからの活力を取りこむために積極的な外国人の受け入れ施策を実施し、その一方で日本の安全を守るため犯罪者等の入国³を確実に阻止し、増加が懸念される不法滞在対策を強力に推進する」という方針が掲げられている。そのうえで本稿は「日本の安全を維持しつつ、外国との交流を推進し外国の活力を日本に取り込む」というビジョンを設定した。そして本稿は以上のビジョンの実現のために、日本の入国管理、とりわけビザ（査証）について着目した。ビザとは在外公館で発給され、その者の持つ旅券が有効であり、日本へ入国しても差し支えないことを証明するものであり、日本への入国許可の要件の一つとなっている。近年、訪日外国人誘致のために、日本政府はそれぞれの国・地域に対して、ビザを取得せずに日本へ入国することを可能にするビザ免除や、ビザの発給要件の緩和といった、ビザ緩和政策を積極的に進めている。これらのビザの緩和によって訪日外国人が増加し、海外の活力を取り込むことができると期待されているが、一方でこのビザ緩和政策により、不法残留者が増加する可能性もある。このような状況にもかかわらず、実際にはビザ緩和政策の効果は測られていない現状がある。そこで本稿ではビザ緩和政策の効果について定量的な分析を行い、安全を維持しつつ、外国との交流のある日本の実現に向けた、より良いビザ政策の提言につなげる。

³ 出入国管理及び難民認定法では外国人が日本の領域内に入ることを「入国」、領土内に入ることを「上陸」と区別しているが、本稿では簡単化のために両者を「入国」で統一することとする。

第1章 現状分析・問題意識

第1節 訪日外国人増加の意義

本稿では「日本の安全を維持しつつ外国との交流を推進し外国の活力を日本に取り込む」ということをビジョンとし、その実現につながる政策提言を行う。そして、外国との交流を推進し、外国の活力を取り込むことの具体的な目標として、訪日外国人の増加を本稿では掲げたいと考える。

より多くの外国人に訪日してもらうことの意義として、国土交通省のグローバル観光戦略(2002)では3つのことが挙げられている。

第一に、他国との相互理解の促進である。工業が発達しており、「経済大国」というイメージを持たれることの多い日本であるが、実際には国内に豊かな自然も多くあることなども大きな魅力である。日本を実際に訪問することで、こういった日本のさまざまな面や特性、日本人の国民性なども外国人にも知ってもらうことができる。訪日外国人を多く呼び込むことは、それだけ多くの外国人に日本の魅力を伝えることにつながり、同時に、訪日外国人との交流を通じて日本人が、他国に対しての理解を深めることにもつながるのである。こうした相互理解の積み重ねは国際関係の潤滑化や日本の安全保障等にもつながるものであり、訪日外国人増加の大変重要な意義であるといえる。

第二に、日本経済の活性化である。観光庁によると、2011年に日本で観光消費がもたらした経済効果は、国内旅行者、外国人旅行者合わせて23.7兆円(GDPの5.0%)であり、雇用効果は397万人(日本国内の就業者数の6.2%)であった。このことからわかるとおり、観光が日本経済に与える影響は大きい。世界旅行産業会議によるとグローバル化や経済発展の中で世界の国際観光市場はこれからも拡大が続いていくと予想されており、訪日外国人をうまく取り込んでいくことは、この先の日本経済を浮上させる起爆剤になりうると考えられる。

第三の意義は地域の活性化である。近年では都市と地方の格差が大きくなっており、空洞化が懸念される地域もみられる。しかし、そういった地域にもそれぞれ固有の伝統や自然、文化など、外国人をひきつけるグローバルな観光資源になりうる素材が存在している。それらの素材を再発見して磨き上げることで、訪日外国人が実際に多く来訪するようになれば、自らの地域に自信と誇りが生まれ、地域経済への波及効果と合わせて地域の活性化が期待できる。

WEST 論文研究発表会 2013

第2節 入国の流れ

前節で述べたように、訪日外国人の増加は大きな意義を持つものである。しかし、その一方で、実際に外国人が訪日をする際には、様々な手続きが必要とされる。以下ではその手続きについてみていく。(図1参照)

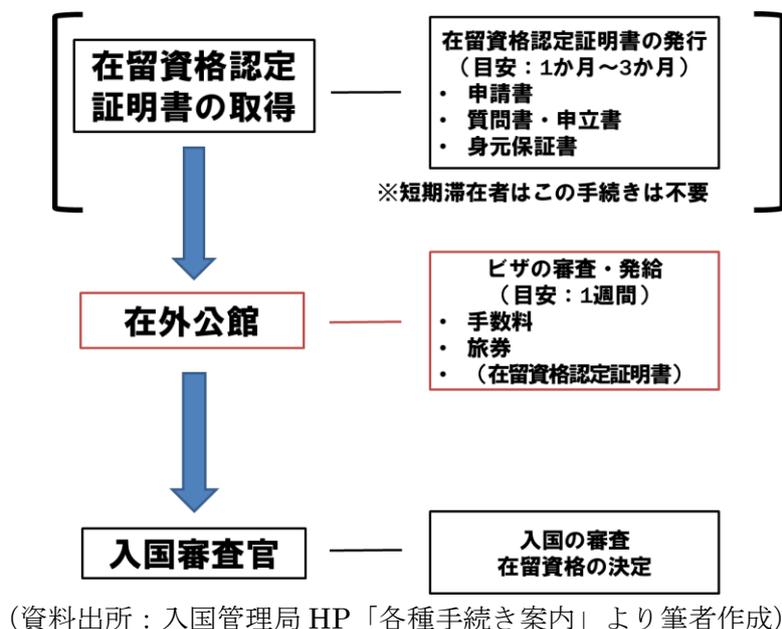
まず、外国人が日本に滞在する際には、観光・会議参加などを目的とし、90日以内の滞在で報酬を得る活動をしない場合の「短期滞在」、90日以上滞りもしくは短期滞在の内容外の活動をする場合の「就労・長期滞在」に分けられる。この違いによって入国のために必要な手続き等が異なるところがあり、就労・長期滞在目的の入国については、短期滞在目的の場合に比べて、ハードルの高いものとなっている。

外国人が日本へ入国しようとする際には、ビザを取得することが義務づけられている。そのため、日本へ出発する前にまず自国内の日本大使館・総領事館でビザ申請を行い、ビザを取得しなければならない。この申請には、パスポートや滞在予定表などの書類が必要となるほか手数料もおよそ3000円かかる。申請内容や書類に問題がなければ、申請から発給までの所要時間はおよそ1週間である。また、就労・長期滞在目的の場合はビザ申請時に在留資格認定証明書も必要となる。この証明書は日本国内で発行されるため、ビザ申請前にあらかじめ日本国内の招へい人に代理取得、及び自国へ送付してもらうこととなる。

ビザの取得ができると、次の手続きは実際に訪日した際の出入国港における入国審査である。入国審査では、有効なパスポートやビザを所持しているか、及び感染症に感染していないか、犯罪歴がないか等の審査の後、日本国内で行う予定の活動内容に応じてその者の在留資格と在留期間が決定される。在留資格とは、その者が日本で行うことのできる活動を規定するもので、「留学」「公用」「短期滞在」など、すべてで27種類ある。これらの手続きを経て訪日外国人は正式に日本への入国が認められることとなる。また、入国時に決定された在留資格や期間の規定に反すると、退去強制等の処罰の対象となる。

以上の手続きのうち、ビザ制度は外務省管轄、その他の入国審査及び在留資格の取締については法務省管轄となっている。近年、訪日外国人誘致のためにビザ緩和政策が推進されていることに加えて、政府が今年6月に発表した成長戦略「日本再興戦略 japan is back」の中でも日本経済活性化のために、ビザ緩和政策を積極的に進めていくことが改めて掲げられていることなどから、本稿ではビザ制度に注目する。

(図1) 訪日外国人の入国の流れ



第3節 ビザ制度

本稿では日本の入国管理制度の中でも特にビザ制度に注目する。本節では、ビザの位置づけや発給手続き等、日本のビザ制度について詳しくみていく。

第1項 ビザの位置づけと種類

ビザとは、在外公館で領事によって発給され、自国への入国を希望する外国人の所持するパスポートが有効であること、及びビザに表示される条件の範囲内の、その外国人の入国・滞在が自国にとって差し支えないものであることを、領事が認定したことの証明であり、いわば入国の推薦の性質を持つものである。前節の通り日本への入国を希望する者は原則としてビザを取得しなければならないが、ビザを取得していれば日本への入国が必ず認められるということではない。

ビザには滞在目的に応じて7つの種類がある。(表1参照) ビザ取得の際には、日本で取得する予定の在留資格に応じたビザを取得する必要がある、ビザや在留資格の種類によって申請に必要とされる資格や書類も異なる。例えば、日本で働く目的で就業ビザを取得する際に比べて、ワーキングホリデーの目的で特定ビザを取得する際には必要とされる書類が少なく、比較的簡単にビザ取得が可能である。

WEST 論文研究発表会 2013

(表 1) ビザの種類

短期滞在	短期滞在ビザ (一次・数次)	「短期滞在」(観光・商用・知人訪問等の目的の90日以内の滞在で報酬を得る活動をしない者)
就労・長期滞在	就業ビザ	「教授」「興行」「芸術」など。仕事の内容に応じて15種類(日本国内で仕事に就く者)
	一般ビザ	「留学」「文化活動」「研修」「家族滞在」「技能実習」
	特定ビザ	「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者」「定住者」「特定活動(ワーキングホリデーなど)」
	外交ビザ	「外交」(外交使節団の構成員、外交伝書使など)
	公用ビザ	「公用」(外交使節団の事務および技術職員など)
医療滞在	医療滞在ビザ	「医療滞在」日本国内で治療等を受けることを目的とする場合

(注) 「」内はそれぞれのビザに該当する在留資格

(資料出所：外務省 HP「ビザ(査証)」より筆者作成)

通常のビザは、有効期間内に一度のみ使用可能な一次ビザであるが、短期滞在ビザについては1～5年の有効期間内であれば複数回使用可能な数次ビザも存在する。近年では、訪日外国人誘致のためのビザ緩和政策の一環として、数次ビザ発給対象国の拡大も行われているが、これら近年の政府のビザ緩和政策の経緯については後で詳しく述べることとする。

第2項 ビザの発給手続き

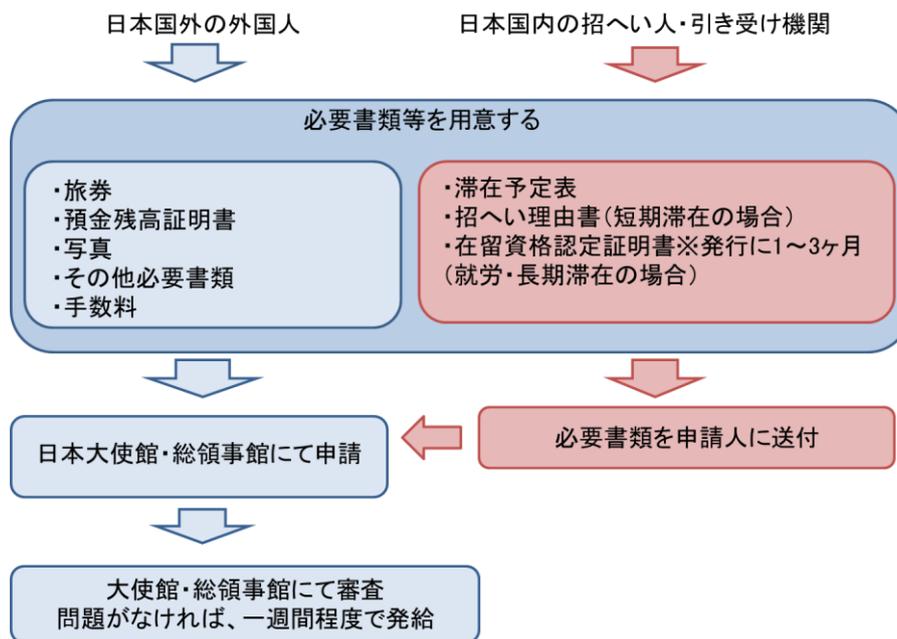
ビザを取得するには、パスポート、ビザ申請用紙、写真のほか、航空機の予約確認書や預金残高証明書など、多くの書類が必要となる。それらに加え、短期滞在中で日本国内に招へい人がある場合は、その者が書いた招へい理由書、就労・長期滞在中の場合は、在留資格認定証明書が必要となる。招へい理由書は日本国内にいる招へい人が書くものであり、在留資格認定証明書は日本国内で申請・発行されるものである。そのため、これら2つの書類は日本国内で招へい人等があらかじめ用意し、ビザ申請人に送付しなくてはならない。特に在留資格認定証明書については、同証明書の発行申請をする際にも、当該外国人の身元保証書のほか日本国内で予定している活動内容に応じた書類の提出が必要とされ、申請から発行までの期間も1～3か月ほどかかるなど、準備の大変な書類である。

以上の書類をそろえて大使館・総領事館でビザ申請を行うと、それらの書類をもとに審査が行われる。この際面接や追加書類の提出が必要とされることもあるが、この審査で問題がないとみなされればビザが発給される。申請から発給までに要する期間は、申請内容に特に問題のない場合は1週間程度とされているが、申請内容に問題があった場合は1か月以上かかることもある。

(図2参照)

WEST 論文研究発表会 2013

(図2) ビザ取得の流れ



(資料出所：外務省 HP ビザ (査証) より筆者作成)

第3項 ビザ制度の弊害

前項でみた通り、ビザ申請には必要とされる書類が多数あり、その用意に大変時間がかかる。そのため、外国人が日本を訪れようとする際には、実際に訪れる予定の日から余裕をもってビザの申請を行う必要がある。さらに所定のビザの取得には所得制限などの発給要件や在留資格認定証明書など様々な障壁があり、煩雑なものとなっている。また、国際競争の面からみたときも、たとえば、ビザが不要な場合と必要な場合とを比較した時、ビザが不要な方がその国を訪れる人にとって障壁が少ないので、訪問しやすく感じられるだろう。よって、ビザが必要であることは日本を訪れたいと思う外国人の訪日を阻害する可能性があると考えられる。

第4節 訪日外国人増加に向けた政策

第1節でも述べたとおり訪日外国人の増加は現在の日本にとって大きな意義を持つ。こういった状況の中で日本政府も訪日外国人増加のための政策を行っている。本節では訪日外国人増加に向けた政策についてみていく。

WEST 論文研究発表会 2013

第1項 ビザ緩和政策

訪日外国人増加に向けた政策の一つとして、ビザ緩和政策があげられる。すでに述べたとおり、ビザは原則日本を訪れるすべての者が取得しなければならないが、実際には政府のビザ緩和政策により、ビザの取得の免除などがなされている国もある。ビザ緩和政策の種類にはさまざまなものがあり、短期滞在者のビザ取得の免除をはじめとして、ビザ発給手数料の免除、所得制限などのビザ発給要件の緩和、さらには修学旅行生へのビザ免除などその手法は多岐にわたっている。これらの政策は、戦後段階的に進められてきており、現在では以下の 66 の国と地域からの訪日外国人に対しては、短期滞在の際はビザの取得が免除されている。(表 2 参照)

(表 2) 短期滞在ビザ免除国・地域 (2013 年現在)

アジア		欧州		中南米	
シンガポール	アイスランド	ドイツ	アルゼンチン		
タイ(15日以内)	アイルランド	ノルウェー	ウルグアイ		
マレーシア	アンドラ	ハンガリー	エルサルバドル		
ブルネイ(15日以内)	イタリア	フィンランド	グアテマラ		
韓国	エストニア	フランス	コスタリカ		
台湾	オーストリア	ブルガリア	スリナム		
香港	オランダ	ベルギー	チリ		
マカオ	キプロス	ポーランド	ドミニカ共和国		
北米	ギリシャ	ポルトガル	バハマ		
米国	クロアチア	マケドニア	バルバドス		
カナダ	サンマリノ	旧ユーゴスラビア	ホンジュラス		
中東	スイス	モナコ	メキシコ		
イスラエル	スウェーデン	ラトビア	大洋州		
トルコ	スペイン	リトアニア	オーストラリア		
アフリカ	スロバキア	リヒテンシュタイン	ニュージーランド		
チュニジア	スロベニア	ルーマニア			
モーリシャス	セルビア	ルクセンブルク			
レソト	チェコ	英国			
	デンマーク				

(資料出所：外務省 HP「ビザ免除国・地域 (短期滞在)」より筆者作成)

とりわけ近年では、政府は成長著しいアジア諸国を中心にビザ緩和政策を積極的に推進し、海外からの活力の取り込みを図っている。(表 3 参照) 2000 年に中国に対して団体観光向けビザ発給が開始されたのをはじめとして、東アジアの中国・韓国・台湾・香港の 4 つの国・地域に対して、これまでに短期滞在ビザ免除や、ワーキングホリデービザ発給開始、修学旅行生向けビザ免除など、様々な形でビザ緩和政策が積極的に進められてきた。

さらに、この 2 年間でインドネシアをはじめとする東南アジアの 5 つの国に対しても、短期滞在ビザ免除や、数次ビザ発給といった緩和政策が行われた。今後についても、政府は 2013 年中に東南アジアのラオス、カンボジア、ミャンマーの 3 か国に対して短期滞在ビザ緩和を行う方針を明らかにしている。また、アジア諸国に比べて少数ではあるが、ヨーロッパなどほかの地域の国に対してのビザ緩和政策も進められている。

WEST 論文研究発表会 2013

(表 3) 近年のビザ緩和経緯

	短期滞在ビザ免除・緩和・規制強化	ワーキングホリデービザ発給	その他
2000年	ラトビア・リトアニア向け免除	ドイツ向け発給	中国向け団体観光ビザ発給
2001年		イギリス向け発給	
2002年	スロバキア向け免除		
2003年			APEC・ビジネス・トラベル・カード発給開始
2004年	香港向け免除、コロンビア向け規制強化		韓国・中国の修学旅行生向けビザ免除、台湾の修学旅行生向けビザ緩和
2005年	台湾・韓国・マカオ・ブルガリア向け免除		
2006年			
2007年		アイルランド・デンマーク向け発給	
2008年			
2009年	ルーマニア向け免除	台湾向け発給	中国向け個人観光ビザ発給
2010年		香港向け発給	
2011年			中国向け沖縄観光数次ビザ発給、医療滞在ビザ創設
2012年	インドネシア・マレーシア向け数次ビザ発給(2013年に要件緩和)		中国向け東北観光数次ビザ
2013年	マレーシア・タイ向け免除、ベトナム・フィリピン・UAE向け数次ビザ発給		

(資料出所：外務省 HP「ビザ (査証)」「条約データ検索」より筆者作成)

以上の通り、政府によるビザ緩和政策が積極的に行われているが、日本ではこれらの緩和政策を行う対象国決定の基準は明確にされていない。これまでにはビザ緩和政策が相手国・地域との友好のしるしとして行われたり、人道的な理由から行われたりするなど、様々な例がみられる。海外の例を見てみると、アメリカでは相手国・地域の GDP などに関する明確な基準を設け、それを満たした国・地域に対してはビザ免除を行うビザ免除プログラム (VWP) という統一的制度が整えられているほか、オーストラリアでもビザ緩和対象国決定のための統一的制度が設けられている例がある。しかし、現在まで日本のビザ政策に関してはそういった制度は設けられていない。

第2項 訪日観光の振興

観光面について、近年では観光庁が中心となって訪日外国人の増加にむけて様々な対策を講じている。日本人の出国者数に比べて訪日外国人数は少ないため、国際旅行収支で日本は毎年赤字となっている。(表 4・図 3 参照) また、バブル経済崩壊からの不況が長引き、経済成長が現在の日本の課題となっている。政府はそれらの打開策として、幅広い経済効果を持つ観光産業に焦点を当て、その中でも今後の伸びが期待でき、国際旅行収入の増加につながる訪日外国人観光客の誘致をめざして、近年積極的な政策を行ってきた。その主要な取り組みの一つとして、国土交通省が策定した「グローバル観光戦略」に基づき、2003 年からビジット・ジャパン事業が開始された。この事業では官民一体のオールジャパンの取り組みによって訪日外国人観光客数を 2030 年に年間 3000 万人にすることを目標とし、大規模な海外プロモーションや国内におけるインフラの整備などを行い、外国人が訪れやすい環境づくりを行っている。また、再訪者の多い五大市場 (台湾・中国・韓国・米国・香港) を中心に、18 の重点市場を設定し、それぞれの国・地域に合ったプロモーション戦略を実行している。(表 5 参照) しかしながら、以上のような政策を行っているにもかかわらず、東日本大震災やリーマンショックなどの影響で年度によっては訪日外国人数が減少する事態が起きている。(図 3 参照)

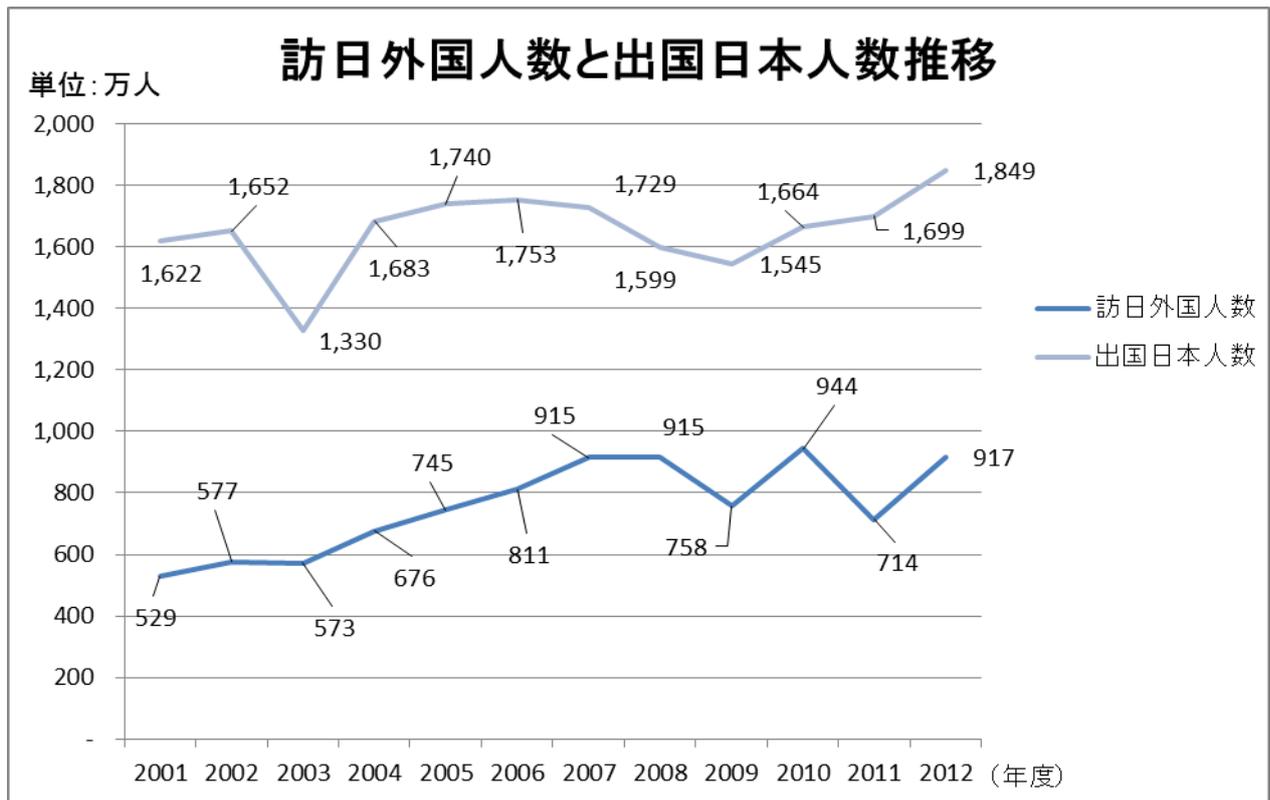
WEST 論文研究発表会 2013

(表 4) 国際旅行収支の推移 単位：億円

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
金額	-17631	-13886	-12875	-12963	-10617

(資料出所：財務省 HP「国際収支の推移」より筆者作成)

(図 3) 訪日外国人数と出国日本人数推移



(資料出所：法務省「国籍別入国外国人数」「月別主要港の出国日本人」より筆者作成)

(表 5) ビジット・ジャパン事業重点市場とその変遷

- 2003 年度に韓国、台湾、米国、中国、香港を指定して開始。
- 2004 年度に英国、ドイツ、フランスを追加。
- 2005 年度にタイ、シンガポール、オーストラリア、カナダを追加。
- 2010 年度にマレーシア、インド、ロシアを追加。
- 2012 年度にインドネシア、ベトナム、フィリピンを追加。

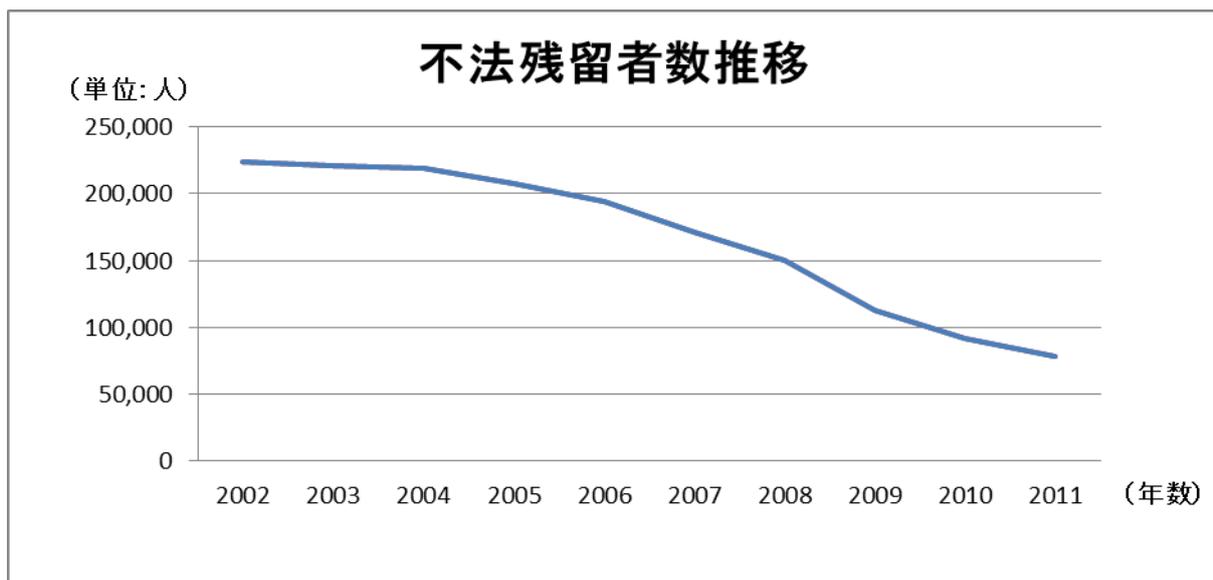
(資料出所：国土交通省「観光白書」平成 16,17,18,23,25 年度版より筆者作成)

WEST 論文研究発表会 2013

第3項 ビザ緩和政策による弊害

前述の通り、政府は訪日外国人増加に向けてビザ緩和政策を積極的に行っている。しかし、ビザ発給の免除・緩和により、様々な弊害が起こりうる事が考えられる。その代表的なものとして、不法残留者問題が挙げられる。不法残留とは、外国人が政府によって許可された滞在日数を超えて、日本に滞在することである。不法残留は、出入国管理及び難民認定法に違反している。また、警察庁では不法残留者が訪日外国人犯罪の温床になることを指摘している。この不法残留者への対策として、法務省と警察庁では2003年から不法残留者の半減を目標に5年間の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、その結果、不法残留者は5年で約半数に減少した。近年もこのキャンペーンに続く摘発活動などに政府は力を強めており、近年では毎年1万人規模で不法滞在者は減少している。(図4参照)

(図4) 不法残留者数推移



(資料出所：法務省「不法残留者総数及び性別とその推移」より筆者作成)

以上、不法残留者数は年々減少傾向にあることが読み取れる。しかし、過去には不法残留者が問題視され、ビザ取得免除を取りやめたことがある。1970年代から1990年頃にかけて、日本政府はイラン・バングラデシュ・パキスタンに短期滞在ビザの取得を免除していた。1980年後半に入ると、以上3カ国の景気の悪化により、それぞれの国からビザの免除されている短期滞在目的で日本に入学し、不法に残留・就労を行う者が大幅に増加することとなった。その後、事態を重くみた日本政府が再び、3カ国にビザを課したところ、その3カ国の不法残留者・不法就労者は減少した。このことから、ビザ緩和政策は不法残留者の増加につながるおそれがある。

WEST 論文研究発表会 2013

第5節 問題意識

以上の現状分析を踏まえ、本稿では2つの問題意識を持った。

一つ目はビザ緩和政策が本当に訪日外国人増加に効果があるのかどうか明らかにされていないということである。政府は多くの国に対し、ビザ緩和政策を行っており、これからも行っていく方針である。しかしながら、ビザ緩和政策がどれほど訪日外国人に増加に寄与するのかわかっていないため、本稿ではそれについて分析していく。

二つ目はビザ緩和政策などによって、不法残留者が増加するかどうか明らかにされていないということである。ビザ緩和政策の弊害として、不法残留者の問題が挙げられるが、この関係性もわかっていない部分が多い。よって本稿ではこの関係についても分析する。

第2章 先行研究

第1節 先行研究

第1項 ビザ緩和の効果に関する先行研究

ビザ緩和の効果に関する論文はアメリカのものが比較的多い。これは、現状分析で述べたような VWP と呼ばれる短期滞在ビザの免除プログラムが議会でもとりあげられ、ビザ免除の基準やその効果、免除の経緯も含めて公表されているのに比べ、日本ではビザ免除・緩和の経緯について文書やそのような基準がまとめて公表されていないために分析が難しく、あまり研究がなされないのだと考える。しかしながら日本では訪日外国人について、その観光行動に着目し、訪日観光の要因分析をおこなった研究などがあり、ビザの免除についても言及している。本稿ではこれらの論文も参考にした。

Xiaochu Hu(2013)は VWP の効果について、Difference in difference 分析の手法を用いて分析を行った。この論文は韓国と台湾、マルタとキプロスの例を用いて、VWP に適用された国からアメリカに入国する短期滞在者が、VWP に適用されなかった国の場合に比べ増加する傾向にあることを示した。さらに、VWP は海外からの非移住外客を増加させるだけでなく、観光・短期商用外客の増加に貢献することも示唆した。この論文ではあわせて、2002年にアメリカ会計検査院によって公表された VWP の財政コスト削減効果について 2010年のデータに置き換えて分析を行っており、その効果として、年 19 億ドルのコスト削減効果があったとしている。

Yaser・Lisner・M. Rejesus(2012)も同じく VWP の効果について回帰分析を行い、VWP はアメリカとプログラム適用国双方に貿易などで利益をもたらすことを示唆した。

中澤 (2009) は海外 32 カ国からの訪日旅行者についてビジット・ジャパン事業がもたらす効果について注目して回帰分析を行っている。ここでは、ビザ免除の有無や石油価格の高騰などが訪日観光にもたらす影響についても考慮がなされている。この論文ではビジット・ジャパン事業の重点市場国・地域についてダミーを作成し、重点市場の指定は、指定国・地域の訪日旅行者を増加させると示唆した。さらにビザ免除については訪日旅行者数増加には有効であるとも示している。

WEST 論文研究発表会 2013

膝鑑（2010）は中国人の訪日の阻害要因としてビザ要件を掲げる一方で、訪日の要因として、人民元の為替レートの上昇などを挙げている。

第2項 不法残留に関する先行研究

我が国では外国人の不法残留に関する先行研究は定性的なものが多く、不法残留とビザとのかわりを示唆したものが少ない一方、海外ではその要因について定量的に分析したものが多く、特に移民の行動分析や国家間労働移動に着目したアプローチが多い。

Bertoli・Moraga・Ortega(2011)はエクアドルからアメリカ、スペインへの移民がどのような性格を持つ集団なのかを分析したうえで、スペインへの移民がスペインのビザ免除措置により入国し不法残留者となるケースが多く、2008年のビザ免除措置の停止以降、移民の数が激減していることを示した。ここから、ビザ免除政策は時として不法残留を増加させ、受入国での社会不安増大につながる恐れがあるという示唆が得られた。

また、Liu・Farrer(2008)は中国から留学ビザなどを使い日本へ入国し不法残留者となる集団の分析を行った。この論文から中国などの国・地域からどのような要因で日本での不法残留者が生まれるかについての示唆を得た。

第2節 本稿の位置づけ

これらの研究を参考に本稿は第一に、様々な国からの訪日外国人の増加にビザの免除・緩和が影響を与えているのかについて、複数のビザ緩和の手法や訪日外国人の増加に向けて行われているビジット・ジャパン事業に着目しながら分析を行う。そしてこれをもとに、訪日外国人増加のための政策提言を行う。

第二に、本稿は、訪日外国人の伸びとともに増えると予想される不法滞在者の増加要因について先行研究を参考に分析を行う。その際、第一の分析から示唆される結果が不法滞在者の増加に結びつくかどうかを考慮して、変数の選択を行う。

さらに本稿ではビザ制度の内容やビザ免除がどのように取り決められるのかなどについて外務省外国人課の方に指導教官である赤井伸郎教授を通じて聞き取り調査も行った。

これらの2つの分析と聞き取り調査をもとに、日本が「安全で開かれた国」となることを実現できるよう政策提言を行う。

第3章 分析

第1節 分析 1：訪日外国人増加の要因分析

第1項 分析 1 の概要

訪日外国人の増加にビザの免除が効果を与えているのかについてみるために、訪日外国人増加の要因分析を行う。

被説明変数には国・地域別の訪日外国人数を用いる。この変数は訪日目的によらない、密入国等を除く正規ルートでの全ての訪日外国人数を表している。

説明変数には日本政府が行なっている政策についての 5 つのダミー変数、出国元の国と地域特有の影響をコントロールするための 4 つの変数、各年度の事象についてコントロールするための年次のダミー変数を用いる。

本分析では世界の 161 の国と地域についての 2002 年から 2011 年までの 10 年間のパネルデータを用いた。この 161 の国と地域のデータは、筆者が入手できる全ての国と地域の統計データである。(補足参照) 本分析ではこのパネルデータを用いて変量効果モデルによるパネルデータ分析を行なう⁴。以下にモデル式及び変数名について述べる。ただし $\beta_0 \sim 18$ は推定されるパラメータ、 u は誤差項である。

モデル式

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2it} + \beta_3 X_{3it} + \beta_4 X_{4it} + \beta_5 D_{1it} + \beta_6 D_{2it} + \beta_7 D_{3it} + \beta_8 D_{4it} + \beta_9 D_{5it} \\ + \beta_{10} D_{6t} + \beta_{11} D_{7t} + \beta_{12} D_{8t} + \beta_{13} D_{9t} + \beta_{14} D_{10t} + \beta_{15} D_{11t} + \beta_{16} D_{12t} + \beta_{17} D_{13t} + \beta_{18} D_{14t} + u \\ (t=2002 \sim 2011, i=1 \sim 161)$$

⁴ この分析では固定効果モデルと最小二乗法モデルによる分析も検討した。その際、最小二乗法モデルとの比較では Breusch-Pagan Lagrange multiplier 検定により変量効果モデルが採択されたが、固定効果モデルとの比較では Hausman 検定で χ^2 の検定量が負となってしまった。そこで固定効果モデルでは時間不変変数である「日本からの距離」が省略されてしまうことを考慮し、今回は変量効果モデルによる分析を行った。

WEST 論文研究発表会 2013

変数名

- Y_{it} : 国・地域別訪日外国人数
- X_{1i} : 日本からの距離
- X_{2it} : 国・地域別 GDP
- X_{3it} : 国・地域別人口
- X_{4it} : 為替レート
- D_{1it} : 短期滞在ビザ免除ダミー
- D_{2it} : 修学旅行ビザ免除ダミー
- D_{3it} : 修学旅行ビザ緩和ダミー
- D_{4it} : ワーキングホリデービザ発給ダミー
- D_{5it} : ビジット・ジャパン事業指定ダミー
- $D_{6t} \sim D_{14t}$: 2003年～2011年の年次ダミー

第2項 変数選択

以下に本分析で用いる訪日外国人数に影響を与えられとされる変数について述べる。

〈日本政府が行なっている政策についての変数⁵⁾〉

●短期滞在ビザ免除ダミー

日本政府が相手国に対してその国の訪日外国人に短期滞在ビザを免除する措置をとっているかどうかを表す変数である。一般的にビザ免除という場合、この短期滞在ビザの免除を指し、近年日本政府が訪日外国人の増加に向けて行なっているビザ免除措置もこの短期滞在ビザの免除である。この短期滞在ビザの免除措置は Xiaochu Hu(2013)と Yaser・Lisner・M. Rejesus(2012)が扱った VWP と非常によく似た内容となっており、中澤 (2009) でも示されていたものである。短期滞在ビザを免除することによって訪日外国人の増加につながると考える。この変数は短期滞在ビザを免除している場合は1、していない場合は0とした。

●修学旅行ビザ免除ダミー・修学旅行ビザ緩和ダミー

この2変数は日本政府が韓国と中国に対して2004年から行なっている訪日修学旅行生と引率教職員へのビザ免除措置を表す変数と、台湾に対して2004年から行なっている訪日修学旅行生と引率教職員への大幅なビザ緩和措置を表す変数である。これらの修学旅行ビザ免除、緩和措置は韓国と中国に対してはビザを免除する一方で、台湾には学校の代表者のビザ審査手続きが必要である点で違いがある。そのため、本分析では違うダミー変数を作成し分析を行う。これらの措置は国家間の友好関係強化のために行われているものであり、特殊なビザ緩和手法の一つといえ

⁵⁾ この分析で採用した変数以外のビザ緩和に関する手法として、現状分析で述べたようなビザの発給手数料の免除や発給要件の緩和という手法もあるため、この2つについても変数としてモデルに取り込むことを検討した。しかしながら、この2つの手法はビザの種類や相手国・地域により適用される場合と適用されない場合の区別や緩和される内容が一樣ではなく、その基準も公開されていないため、変数として取り入れることを断念した。これらの緩和手法については今後引き続き研究を行いたい。

WEST 論文研究発表会 2013

る。これら修学旅行ビザ免除、緩和の効果であるが、観光庁によると中国からの訪日教育旅行人員は修学旅行ビザ免除以降、リーマンショックや東日本大震災の影響があるものの伸びており、2010年には18000人を超えている。そのため修学旅行ビザの免除、緩和により訪日外国人の増加につながると考える。これらの変数は修学旅行ビザを免除、緩和している場合は1、していない場合は0とした。

●ワーキングホリデービザ発給ダミー

この変数は日本政府が相手国に対してワーキングホリデービザを発給しているかどうかを表す変数である。ワーキングホリデー制度は青少年が相手国・地域の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、自国・地域において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労をそれぞれの国・地域が相互に認める制度であり、日本は現在11の国と地域にワーキングホリデービザを発給している。このビザにはビザ発給数の制限や青少年の育成という理由から来る年齢制限など制限があるものの、短期滞在ビザの取得と同様に、在留資格認定証明書が不要であり、就労ビザなどと比べ発給が容易であると考えた。実際韓国からは2012年にこのビザを利用して10000人以上の人が訪日を行っている。このビザを発給することで、より外国人が訪日する機会が増えるため、訪日外国人の増加につながるとはならないかと考えた。この変数はワーキングホリデービザを発給している場合は1、していない場合は0とした。

●ビジット・ジャパン事業指定ダミー

この変数は日本政府が相手国・地域をビジット・ジャパン事業の重点市場として指定し、訪日観光プロモーションを行っているかどうかを表す変数である。現状分析で述べたように政府は現在18か国を重点市場と位置付けて積極的なプロモーションを行っている。中澤（2009）でも示唆されたようにこのビジット・ジャパン事業の重点市場への指定は訪日外国人の増加に効果があると考えられる。この変数は相手国・地域がビジット・ジャパン事業に指定されている場合は1、されていない場合は0とした。

〈出国元の国と地域特有の影響をコントロールする変数〉

●日本からの距離

この変数は日本と相手国・地域の首都間の距離を表す変数であり、Google mapを用いて距離を測った。距離が短いほど渡航費用が安く済み、時間もかからないため、訪日外国人は増えると考えられる。この変数は中澤（2009）を参考に選択を行った。

●国・地域別 GDP

この変数は相手国・地域のGDPを表す変数であり、GDPが大きい国のほうが旅行をする余裕があり、訪日外国人が多いのではないかと考える。この変数は中澤（2009）を参考に選択を行った。

●国・地域別人口

この変数は相手国・地域の人口を表す変数であり、人口が多い国のほうが旅行に行く人も多く、訪日外国人が多いのではないかと考える。この変数はXiaochu Hu(2013)を参考に選択を行った。

WEST 論文研究発表会 2013

●為替レート

この変数は相手国・地域で使用されている通貨と日本円を比べた時の1円の価値をみた変数である。出所資料には各国の通貨と米ドルとのレートしかデータがなかったため、このデータをもとに筆者が日本円とのレートを算出した。ここで使われる為替レートは一年間の平均値となっている。円安になるほど日本での旅行費用が安く済むため訪日外国人は多いと考える。この変数は中澤（2009）を参考に選択を行った。

〈年次ダミー〉

各年度の事象についてコントロールするために年次ダミーを加えた。その年に災害や伝染病の蔓延、景気の悪化などが起こると訪日外国人数が減ると考えられる。

以下、変数の出所についてまとめた。（表6参照）

（表6） 変数の出所

	変数名	出所
被説明変数	訪日外国人数	法務省「入国外国人数」
説明変数	日本からの距離	Google mapより筆者作成
	国・地域別GDP	Penn world table
	国・地域別人口	Penn world table
	為替レート	Penn world tableより筆者作成
	短期滞在ビザ免除ダミー	外務省HP「条約データ検索」「ビザ(査証)」より筆者作成
	修学旅行ビザ免除ダミー	外務省HP「条約データ検索」「ビザ(査証)」より筆者作成
	修学旅行ビザ緩和ダミー	外務省HP「条約データ検索」「ビザ(査証)」より筆者作成
	ワーキングホリデービザ発給ダミー	外務省HP「条約データ検索」「ビザ(査証)」より筆者作成
	ビジット・ジャパン事業指定ダミー	国土交通省「観光白書」より筆者作成
	年次ダミー	筆者作成

（筆者作成）

WEST 論文研究発表会 2013

第3項 推定結果と解釈

推定結果と基本統計量は以下のとおりである。(表 7、表 8 参照)

(表 7) 分析 1 の推定結果

変数名	係数	標準誤差	Z値	P値
日本からの距離	-13.6277 ***	1.775424	-7.68	0.000
国・地域別GDP	0.066808 ***	0.005025	13.29	0.000
国・地域別人口	-180.083 ***	52.83041	-3.41	0.001
為替レート	61.94846	152.6185	0.41	0.685
短期滞在ビザ免除ダミー	41553.94 ***	9520.797	4.36	0.000
修学旅行ビザ免除ダミー	631286.2 ***	24397.51	25.88	0.000
修学旅行ビザ緩和ダミー	436197.8 ***	33213.89	13.13	0.000
ワーキングホリデービザ発給ダミー	9860.245	13468.38	0.73	0.464
ビジット・ジャパン事業指定ダミー	26563.49 ***	9352.062	2.84	0.005
2003年ダミー	-1559.79	4746.371	-0.33	0.742
2004年ダミー	-7526.87	4768.094	-1.58	0.114
2005年ダミー	-5424.63	4791.714	-1.13	0.258
2006年ダミー	-2668.43	4790.186	-0.56	0.577
2007年ダミー	2276.151	4791.49	0.48	0.635
2008年ダミー	1600.235	4797.708	0.33	0.739
2009年ダミー	-8126.3 *	4814.428	-1.69	0.091
2010年ダミー	1460.603	4857.744	0.3	0.764
2011年ダミー	-13920.2 ***	4885.857	-2.85	0.004
切片	150641.3	20485.64	7.35	0.000
R ² =0.6647 Waldχ ² =1887.55***				
*: 10%有意 ** : 5%有意 *** : 1%有意				

(筆者作成)

(表 8) 分析 1 の基本統計量

変数名	平均	標準誤差	中央値	標準偏差	分散	最小	最大	合計	標本数
訪日外国人数	47305.63	5527.42	784	221786.6	4.92E+10	1	2845556	76162057	1610
日本からの距離	10394.65	88.01961	9872	3531.77	12473398	1159	18589	16735380	1610
国・地域別GDP	357399.4	31552.09	37664.22	1266021	1.6E+12	182.465	13413053	5.75E+08	1610
国・地域別人口	38.79347	3.500166	8.699049	140.4435	19724.37	0.047307	1324.353	62457.48	1610
為替レート	6.603047	0.550895	0.082347	22.10456	488.6117	0.002414	256.9918	10630.91	1610
短期滞在ビザ免除ダミー	0.332298	0.011743	0	0.471184	0.222014	0	1	535	1610
修学旅行ビザ免除ダミー	0.009938	0.002473	0	0.099223	0.009845	0	1	16	1610
修学旅行ビザ緩和ダミー	0.004969	0.001753	0	0.070337	0.004947	0	1	8	1610
ワーキングホリデービザ発給ダミー	0.046584	0.005254	0	0.210811	0.044441	0	1	75	1610
ビジット・ジャパン事業指定ダミー	0.063975	0.006101	0	0.244785	0.05992	0	1	103	1610
年次ダミー(2002~2011年)	0.1	0.007479	0	0.300093	0.090056	0	1	161	1610

(筆者作成)

日本政府が行なっている政策についての変数は、ワーキングホリデービザ発給ダミーを除き、全て正に有意となった。このことから短期滞在ビザを免除した国・地域や修学旅行ビザの免除、緩和をした国・地域ほど、訪日外国人が増加すると解釈できる。また、ビジット・ジャパン事業で重点市場としてプロモーションを行なった国・地域ほど、訪日外国人が増加すると解釈できる。

WEST 論文研究発表会 2013

一方で、ワーキングホリデービザの発給に関しては有意とはならなかった。これは、ワーキングホリデービザの発給は青少年の健全な育成という目的からくる年齢制限や発給枠の制限などの理由により、訪日外国人の増加にはつながってはいないのではないかと解釈した。

出国元の国と地域特有の影響をコントロールする変数は、日本からの距離と国・地域別 GDP が、それぞれ負に有意、正に有意と、予想通りの結果になった。その一方で、国・地域別人口は負に有意、為替レートは有意とはならなかった。国・地域別人口の推定結果については、人口が少ない国ほど訪日外国人が増加すると解釈できるが、これを国・地域別 GDP の推定結果とあわせて考えた場合、人口が少なく、GDP が多い国とはヨーロッパなどの所得の高い国となり、こういった国からの訪日外国人の影響を捉えているのではないかと考えた。為替レートについては、2002 年から 2011 年にかけて徐々に円高が進む一方で、訪日外国人数は伸びてきたという事実があり、今回の推定で有意とはならなかったのだと考えた。

年次ダミーについては 2009 年ダミーと 2011 年ダミーが負に有意となった。これは 2009 年には新型インフルエンザの流行やリーマンショックに端を発する世界経済の低迷があり、また 2011 年には東日本大震災・福島第 1 原発事故が発生したことが影響を与えているのではないかと考えた。

これらの推定結果の解釈から、訪日外国人の増加のためには短期滞在ビザの免除などの政策を推進すると良いという示唆が得られるが、しかし一方で、極端なビザの緩和や免除は好ましくない外国人の入国につながり、日本の安全を損なう恐れがある。近年、不法残留者の数は毎年万人規模で減少しているものの、今後のビザ緩和や免除を行うにあたり、その増加の要因分析をしておくことはビザ緩和・免除の今後を考えるうえで有益であると考えられる。この問題に対して本稿では次の分析 2 で訪日外国人の不法残留者増加の要因について分析を行い、安全な日本の実現に向けた政策提言を行う。

第2節 分析 2：不法残留者増加の要因分析

第1項 分析 2 の概要

日本での不法残留者の増加にビザが影響を与えるのかについてみるために、本分析では不法残留者の増加要因について分析を行う。

被説明変数には法務省の公表している国・地域別の不法残留者数を用いる。説明変数には日本政府が行っている政策についての 3 変数、出国元の国と地域特有の影響をコントロールする 6 変数、各年度の事象についてコントロールするための年次のダミー変数を用いる。

WEST 論文研究発表会 2013

法務省が公表している不法残留者のデータは不法残留者の多い 10 か国・地域に限定されるため、本分析は 10 か国・地域の 2002 年～2011 年のデータを用いたパネルデータ分析を行う。分析は変量効果モデルによる分析を行った⁶。

以下にモデル式及び変数名について述べる。ただし $\beta_{0\sim 18}$ は推定されるパラメータ、 u は誤差項である。

モデル式

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2it} + \beta_3 X_{3it} + \beta_4 X_{4it} + \beta_5 X_{5it} + \beta_6 X_{6it} + \beta_7 D_{1it} + \beta_8 D_{2it} + \beta_9 D_{3it} + \beta_{10} D_{4t} \\ + \beta_{11} D_{5t} + \beta_{12} D_{6t} + \beta_{13} D_{7t} + \beta_{14} D_{8t} + \beta_{15} D_{9t} + \beta_{16} D_{10t} + \beta_{17} D_{11t} + \beta_{18} D_{12t} + u$$

(i=1～10、t=2002～2011)

変数

- Y_{it} : 国・地域別不法残留者数
- X_{1i} : 日本からの距離
- X_{2it} : 国・地域別 GDP
- X_{3it} : 国・地域別人口
- X_{4it} : 為替レート
- X_{5it} : 国・地域別失業率
- X_{6it} : 国・地域別平均寿命
- D_{1it} : 短期滞在ビザ免除ダミー
- D_{2it} : ワーキングホリデービザ発給ダミー
- D_{3it} : 刑事共助条約ダミー
- $D_{4t} \sim D_{12t}$: 2003 年～2011 年の年次ダミー

⁶ 固定効果モデルと最小二乗法モデルによる分析も検討した。その際、最小二乗法モデルとの比較では Breusch-Pagan Lagrange multiplier 検定により変量効果モデルが採択され、固定効果モデルとの比較では Hausman 検定で変量効果モデルが採択されたため、変量効果モデルによる分析を行った。

WEST 論文研究発表会 2013

第2項 変数選択

以下、本分析で用いる変数について述べる。

〈日本政府が行っている政策についての変数⁷⁾〉

●短期滞在ビザ免除ダミー

政府が短期滞在ビザの免除措置をとると、訪日外国人が増加する一方で、オーバーステイなどによる不法残留者増加に結びついてしまう恐れがあると考えられる。この変数は短期滞在ビザを免除している場合は1、していない場合は0とした。

●ワーキングホリデービザ発給ダミー

ワーキングホリデー制度では日本での認められる活動の自由度が高く、ほかのビザに比べ容易に就労ができ、日本での生活が定着しやすいため、不法残留などにも悪用される恐れもあると考えられる。この変数はワーキングホリデービザを発給している場合は1、していない場合は0とした。

●刑事共助条約ダミー

この変数は日本が2006年から韓国と、2008年から中国と結んでいる刑事共助条約についてあらわす変数である。この刑事共助条約とは相手国の請求に基づく刑事手続について、捜査共助の実施を条約上の義務とすることにより、捜査共助の一層確実な実施を期するとともに、捜査共助の実施のための連絡を、外交当局間ではなく、条約が指定する中央当局間で直接行うことにより、事務処理の合理化・迅速化を図るものである。この条約により、訪日外国人犯罪者の情報管理が円滑化し、不法残留者数が減少すると考えられる。この変数は相手国・地域と日本が条約を締結している場合は1、していない場合は0とした。

〈出国元の国と地域特有の影響をコントロールする変数〉

●日本からの距離

この変数は日本と相手国・地域の首都間の距離を表す変数であり、距離が短いほど渡航費用が安く済み、時間もかからないため、不法残留者が増えると考えられる。

●国・地域別 GDP

この変数は相手国・地域のGDPを表す変数であり、GDPが小さい国の人の方が豊かな日本での就労を希望するため、不法残留者が増えると考えられる。

●国・地域別人口

この変数は相手国・地域の人口を表す変数であり、人口が多い国のほうが労働力も多く、その国の人が就労のため来日し、不法残留者となるケースが多いのではないかと考える。

⁷⁾ 今回、分析1で選択した修学旅行ビザ免除ダミー・修学旅行ビザ発給ダミー・ビジット・ジャパン事業は変数として選択しなかった。その理由として、修学旅行ビザ免除・緩和についてはその対象は相手国・地域の小中高校生と引率教師となっており、修学旅行が不法残留の要因にはならないと考えたためであり、ビジット・ジャパン事業については当事業が観光プロモーション中心の事業であり、不法残留の要因にはならないと考えたからである。

WEST 論文研究発表会 2013

●為替レート

この変数は相手国・地域で使用されている通貨と日本円を比べた時の1円の価値をみた変数である。円高になるほど日本で得た収入が自国通貨換算で多くなるため不法残留者が多くなると考える。

●国・地域別失業率

この変数は相手国・地域での失業率を表す変数である。自国での失業率が高い国ほど、国外での労働を望む人が多くなり、就労などを目的として日本で不法残留してしまう外国人が多くなるのではないかと考える。

●国・地域別平均寿命

この変数は相手国・地域での平均寿命を表す変数である。平均寿命はその国の医療・衛生水準を表す変数としても用いられるほか、近年ではEUなどで貧困を示す指標の一部として用いられている。自国での平均寿命が短い国ほど、豊かな日本での生活を望む人が多くなり、日本で不法残留者が多くなるのではないかと考える。

〈年次ダミー〉

各年度の事象についてコントロールするために年次ダミーを加えた。その年に不法残留者の摘発が進んだり、災害や伝染病が増えたりすると不法残留者数が減ると考えられる。

以下、変数の出所についてまとめた。(表9参照)

(表9) 変数の出所

	変数名	出所
被説明変数	不法残留者数	法務省「本邦における不法残留者数について」平成14～23年度
説明変数	日本からの距離	Google mapより筆者作成
	国・地域別GDP	Penn world table
	国・地域別人口	Penn world table
	為替レート	Penn world tableより筆者作成
	各国別失業率	IMF「Economic Outlook Database」
	各国別平均寿命	IMF「Economic Outlook Database」
	短期滞在ビザ免除ダミー	外務省HP「条約データ検索」「ビザ(査証)」より筆者作成
	ワーキングホリデービザ発給ダミー	外務省HP「条約データ検索」「ビザ(査証)」より筆者作成
	刑事共助条約ダミー	外務省HP「条約データ検索」より筆者作成
	年次ダミー	筆者作成

(筆者作成)

WEST 論文研究発表会 2013

第3項 推定結果と解釈

推定結果と基本統計量は以下のとおりである。(表 10、表 11 参照)

(表 10) 分析 2 の推定結果

変数名	係数	標準誤差	Z値	P値
日本からの距離	-0.7101468 ***	0.179293	-3.96	0.000
国・地域別GDP	-0.4884474	1.257173	-0.39	0.698
国・地域別人口	12.60546 ***	3.489574	3.61	0.000
為替レート	-20.23141	14.15284	-1.43	0.153
国・地域別平均寿命	-1996.989 ***	402.7855	-4.96	0.000
国・地域別失業率	-185.4306	368.5559	-0.5	0.615
短期滞在ビザ免除ダミー	-5325.519	3371.864	-1.58	0.114
ワーキングホリデービザ発給ダミー	33724.42 ***	2990.447	11.28	0.000
刑事共助条約ダミー	1691.062	3339.669	0.51	0.613
2003年ダミー	239.5529	2723.152	0.09	0.930
2004年ダミー	799.6109	2728.865	0.29	0.770
2005年ダミー	1447.852	2795.273	0.52	0.604
2006年ダミー	708.2971	2813.412	0.25	0.801
2007年ダミー	-232.1259	2834.003	-0.08	0.935
2008年ダミー	-1479.559	2866.079	-0.52	0.606
2009年ダミー	-7164.322 **	2823.643	-2.54	0.011
2010年ダミー	-8441.719 ***	2885.722	-2.93	0.003
2011年ダミー	-9138.636 ***	2974.771	-3.07	0.002
切片	162272.8	30224.14	5.37	0.000
R ² =0.8107 Waldχ ² =346.97 (***)				
*: 10%有意 **: 5%有意 ***: 1%有意				

(筆者作成)

(表 11) 分析 2 の基本統計量

変数名	平均	標準偏差	最小	最大	合計	標本数
不法残留者数	12363.58	12645.89	1221	55164	1236358	100
日本からの距離	6270	5459.913	1159	17700	627000	100
国・地域別GDP	1283569	2341798	60306.1	10685676	1.28E+08	100
国・地域別人口	186.8061	374.3339	19.1341	1324.353	18680.61	100
為替レート	17.59225	50.41854	0.016535	256.9918	1759.225	100
各国別失業率	5.58462	2.822342	0.658	12.3	558.462	100
各国別平均寿命	73.90593	3.096494	67.08193	80.86585	7390.593	100
短期滞在ビザ免除ダミー	0.14	0.348735	0	1	14	100
ワーキングホリデービザ発給ダミー	0.13	0.337998	0	1	13	100
刑事共助条約ダミー	0.1	0.301511	0	1	10	100
年次ダミー(2003~2011年)	0.1	0.301511	0	1	10	100

(筆者作成)

日本政府が行っている政策に関する変数は短期滞在ビザ免除ダミー、刑事共助条約ダミーが有意でなく、ワーキングホリデービザ発給ダミーが正に有意となった。ワーキングホリデービザ発

WEST 論文研究発表会 2013

給ダメーが正に有意となったことについてはワーキングホリデービザが悪用されやすいビザであるからではないかと考えた。実際にワーキングホリデー制度を悪用したブローカーの存在も指摘されている。このような悪用が多いため、ワーキングホリデービザを発給すると不法残留者が増えると解釈した。

出国元の国と地域特有の影響をコントロールする変数については日本からの距離と、国・地域別平均寿命が負に有意、国・地域別人口が正に有意、国・地域別 GDP、為替レート、国・地域別失業率が有意ではないという結果となっている。

年次ダメーについては 2009 年ダメー、2010 年ダメー、2011 年ダメーが負に有意となった。これは不法残留者の摘発が進み、特にこの 3 年間にその効果が出ているのではないかと考えた。

第3節 外務省外国人課への聞き取り調査

分析 1、分析 2 と並行して、ビザ政策の担当部署である外務省外国人課の方への聞き取り調査を指導教官である赤井伸郎教授を通じて行った。この調査では現状のビザ制度の決定プロセスなどの、現在行われているビザ制度についての質問を行った。まずビザ制度の決定プロセスがどのようなかたちのものなのかという質問では、ビザ制度の決定プロセスは非公開であり、法務省などとの連携のもと、関係者会議で議論して決定がなされているという回答を得た。またこれらの会議資料は探せば見つかるかもしれないが、整理されて公表されているものはないとのことだった。ビザ緩和をしながら不法残留を減らす工夫としてどのような取り組みをされているのかという質問では、連動して実施されるようなものはない一方で、工夫は随時行っているという回答を得た。今後の中国や東南アジアへのビザ緩和以外にほかの地域へのビザ緩和の検討がなされているのかという質問では、このことについては公表できないという回答を得た。

これらのことから、現行のビザ制度では法務省などの関係機関との連携のもと工夫をしながらビザの免除・緩和に臨んでいるということが確認できた。一方で、聞き取り調査の全体を通じて、ビザ制度に関して、資料が整理されていないことや非公開であることなど、国民の視点からは少し遠い制度運用をされている印象を受けた。

第4章 政策提言

第1節 政策提言の方向性

本稿では、国・地域別のパネルデータを用いて訪日外国人が日本を訪れる要因について、また、同様に国・地域別のパネルデータを用いて不法残留者が増加する要因について、2つの回帰分析を行った。そして、そこにビザ免除・緩和ダミーを入れることで、ビザ免除・緩和の効果をみた。

その結果、訪日外国人が増加する要因として、①短期滞在ビザが免除されていること、②GDPが大きいこと、③人口が少ないこと、④日本との距離が近いこと、⑤ビジット・ジャパン事業の重点市場対象国・地域であること、⑥修学旅行ビザの免除・緩和をしていることがあり、それらがより推進される、もしくは、高まるほど訪日外国人が増加することが分かった。また、不法残留者が増加する要因として、①人口が多いこと、②日本との距離が近いこと、③平均寿命が短いこと、④ワーキングホリデービザを発給していることがあり、それらがより推進される、もしくは、高まるほど不法残留者が増加することが分かった。

この結果を踏まえ、「日本の安全を維持しつつ、外国との交流を推進し外国の活力を日本に取り込む」というビジョンの実現のために、以下のビザに関する政策提言を行う。

- I. ビザ免除対象国の拡大
- II. ワーキングホリデー制度の見直し
- III. ビジット・ジャパン事業の推進並びに修学旅行ビザ免除・緩和、修学旅行商品の売込

第2節 政策提言

第1項 ビザ免除対象国の拡大

より他国との交流を増やし、訪日外国人を増加させるために、分析の結果より現在対象とされている国・地域よりさらに広範にビザ免除国・地域を増やしていくことを提言する。

分析1の結果より、訪日外国人を増加させるのに、短期滞在ビザ免除が有効であると分かった。

WEST 論文研究発表会 2013

そのため、本稿ではまず第一の政策提言として、短期滞在ビザ免除国・地域の拡大を提言する。現行のビザ免除国・地域を今後さらに拡大していくことで、訪日外国人が増え、日本と外国との交流が活発になると考えられる。

一方で、分析 2 の結果より、不法滞在の要因として、相手国・地域が日本からの距離が近いこと、人口が多いこと、平均寿命が短いことがあると分かった。そのため、ビザ免除国・地域を決定するにはこれらの要因について留意し、ビザの免除を進めていくべきであると考えられる。

第 2 項 ワーキングホリデー制度の見直し

第二の提言として、他国と交流を増やしつつ、安全な日本を維持していくために、現在行われているワーキングホリデー制度の見直しを提言する。

●ワーキングホリデー制度に関する現行制度の詳細

ワーキングホリデー制度は、1980 年にオーストラリアとの間で開始されたことに始まった。そして現在は、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、イギリス、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェーとの間で行われている。政府はこれらの国・地域に対し、ワーキングホリデービザを発給しているのだが、その年間の発給枠には制限があり、カナダは 6,500 人、日・韓は 10,000 人、日・仏は 1,500 人、日・英は 1,000 人、日・アイルランドは 400 人、日・台は 2,000 人、日・香港は 250 人と定まっている。特に韓国について取り上げると、1999 年当初は発給枠を 1000 人としていたが、韓国側からの申請の急増に伴い 2012 年には 10000 人となった経緯がある。このことから、発給枠の見直し、増加が随時検討されていることがわかる。(表 12 参照)

(表 12) 日韓ワーキングホリデー査証発給枠

1999年	1000人の枠で開始
2002年	1800人に枠拡大
2006年	3600人に枠拡大
2009年	7200人に枠拡大
2012年	10000人に枠拡大

(資料出所：外務省 HP「日韓ワーキングホリデー制度」より筆者作成)

また、このビザには 18 歳～30 歳の者にのみ発給するという年齢制限があり、滞在期間は 1 年間（国によっては 2 年間）である。さらに、ワーキングホリデー制度では就学だけでなく専門性のない就労も認められる。しかし一方で、利用者が低賃金労働力として利用されやすいとも言われている。

さらに平成 24 年観光立国推進基本計画によると、政府は青少年の国際交流の手段として、ワーキングホリデー制度を既存の 11 カ国・地域から拡大することを検討している。

WEST 論文研究発表会 2013

●政策提言Ⅱ

分析 1 より、ワーキングホリデー制度を導入することは、訪日外国人を増加させるのに影響を与えないと分かった。その理由としては、ワーキングホリデービザ発給において年齢制限があること、発給制限があること等、発給の範囲が限られることが考えられる。さらに、分析 2 より、ワーキングホリデー制度は不法残留者を増加させる要因となることが分かった。ワーキングホリデー制度を利用する際は、旅行・就学・就労と幅広い範囲の行動が認められており、大変自由度が高い。加えて滞在期間が短期滞在ビザなどより長いため、不法残留者の取り締まりが難しくなっているとも考えられる。このような理由から、ワーキングホリデー制度が悪用され、不法残留者の増加につながっている可能性がある。しかしながら、ワーキングホリデー制度の目的である青少年の国際交流の手段としての役割は、今後開かれた日本を目指していき、人材を育成していく上で必要であると思われる。

これらのことから、本稿では政策提言として、ワーキングホリデー制度を見直すことを提言する。具体的には、今後制度を導入する国・地域の選定を慎重に行う際と、現行で認めている国・地域との制度の存続について検討する際、ワーキングホリデービザの発給枠を増加させる際には相手国の現状を鑑みて検討をする必要がある。特に不法残留者を増加させる要因である、日本からの距離が近いこと、人口が多いこと、平均寿命が短いことが該当する国に対しては、ワーキングホリデービザの発給には慎重を期するべきであると考えられる。また、上記の要因があるにもかかわらず、現在多くのワーキングホリデービザが発給されている場合、発給枠を減少させるべきである。また、ワーキングホリデービザの発給枠の増加を要求された場合、相互的な制度である以上、日本からの利用率も考慮に入れてその増加の可否を検討する措置を取ることを提言する。

第 3 項 ビジット・ジャパン事業の推進並びに修学旅行ビザ 免除・緩和、修学旅行商品の売込

第三の提言として、より他国との交流を増やし、訪日外国人を増加させるために、現行のビザ免除・緩和の方法の中で、分析の結果より有効であるとわかった修学旅行ビザ免除・緩和を積極的に進めていくことを提言する。さらに、訪日外国人を増加させるのに有効であると分かったビジット・ジャパン事業を推進することも提言する。

●修学旅行ビザ免除・緩和の手段に関する現行制度の詳細

修学旅行ビザについて、2004 年 3 月に韓国へ免除、2004 年 9 月に中国へ免除、台湾へは緩和がなされている。現状では、それ以外の国々へは修学旅行ビザ免除・緩和はされていない。

この中でも特に中国では、修学旅行をするという文化がないために、中国への修学旅行ビザ免除の導入にあたって、外務省は中国に対し、修学旅行の対象範囲・定義を指定し、在留資格を 30 日間の短期滞在と定めている。手続きとしては、修学旅行を行う学校の校長が、在中華人民共和

WEST 論文研究発表会 2013

国日本大使館又は総領事館に、学校長の書簡、名簿、旅程表を提出し、大使館又は総領事館が書類提出のあった学校に対して調査を行い、免除の対象に相当であるかどうかは公館長が判断を行う。

● ビジット・ジャパン事業の現状

ビジット・ジャパン事業では近年、JNTO（日本政府観光局）海外事務所が中心となって、在外公館及び現地における日本関係機関の拠点等との連携協力を強化しつつ、重点市場に対し訪日旅行の海外プロモーション（出展事業・イベント）を実施している。2013年度のプロモーション事業でも、市場別のプロモーション方針に基づき、絞り込んだターゲット層に対する働きかけを実施している。修学旅行に関しては、2012年決定の観光立国推進基本計画によると、政府は訪日教育旅行の促進として、「若年層の交流拡大による国際相互理解の増進、学校における実践的な国際理解協力の推進や地域活性化」に役立ち、修学旅行で日本を訪れた学生は将来リーダーになると期待している。そこで、海外の教育関係者の招聘、訪日教育旅行に関するセミナーの開催等を積極的に推進するとしている。

● 政策提言Ⅲ

分析1の結果より、修学旅行ビザ免除・緩和を行うことは、訪日外国人が増加することに寄与することが分かる。本稿では、第三の政策提言として、修学旅行ビザ免除・緩和の対象国の拡大を行い、ビジット・ジャパン事業の一環としてそれと連動した修学旅行商品の売込を提言する。（図5参照）

修学旅行ビザを免除・緩和する効果は、短期的に修学旅行生が日本に訪れ、訪日外国人数が伸びるというものだけではない。修学旅行生という若い学生達が数多く日本を訪れることは、若く先入観のない視点から日本の文化を知ってもらえるため、相手国・地域との交流を深めるには有効であると考えられる。さらに、長期的に見て、若い世代であるので、年をとってからでも日本に再訪する可能性が高く、将来訪日外国人が増加することに寄与すると考えられる。修学旅行ビザ免除・緩和の対象国を増やすことで、さらなる訪日外国人増加を見込むことが出来る。

さらに、ビジット・ジャパン事業に盛り込まれている修学旅行に関する政策をさらに強化し、国・地域によっては、修学旅行を行うという文化がないことも考慮して、より詳細な修学旅行の商品化を進め、売り込むことを提言する。具体的な提言内容は、①外務省と観光庁、法務省の連携のもと、修学旅行ビザ免除・緩和を伴った修学旅行のガイドラインを作成すること、②ビザ免除・緩和に連動した修学旅行商品を日本の民間企業が企画し販売できるように観光庁・JNTOが後押しすること、③教育関係者、海外の旅行代理店へ修学旅行という文化をPRし根付かせることをビジット・ジャパン事業に加えることである。

今回ビジット・ジャパン事業の一環として訪日修学旅行のPRを提言する理由は、分析1より、ビジット・ジャパン事業を進めることは訪日外国人を増加させることが分かったことと、現行のビジット・ジャパン事業の訪日教育旅行振興事業において修学旅行ビザ免除・緩和に関することが盛り込まれていないということの2点である。分析1より、ビジット・ジャパン事業は訪日観

WEST 論文研究発表会 2013

光客を増加させるのに効果があると言え、これからも進めていくのに値する政策だと考えられる。しかし現行のビジット・ジャパン事業内容には日本への修学旅行誘致は盛り込まれているものの、現行の韓国・中国・台湾への修学旅行ビザ免除・緩和と連動した事業内容・PRは盛り込まれていない。そういった現状に対して、修学旅行を各国に応じて定義し、政府の目指すオールジャパンによる訪日観光強化の一環として、修学旅行を日本の民間企業が企画できるよう後押しするべきであるとする。そして、修学旅行をするという文化がない国の人であっても、学校が単位となって団体を旅行すると、ビザの手続きなく日本を旅行できるということを現地の教育関係者と旅行代理店を通じて学生と教員に広く知ってもらうことにより、訪日旅行の需要を喚起させることが出来ると考えた。以下に具体的施策の詳細について述べる。

○ビザ免除・緩和を伴った修学旅行のガイドラインの作成

修学旅行とは、日本では深く根付いた文化であるが、海外では学生が教員に伴われて集団で旅行するという文化がなかったり、日本とは異なった形態で行われていたりする可能性がある。そのため、さらに他の国・地域へ修学旅行ビザ免除・緩和を拡大していくには、「修学旅行とは何か」を明確に定義し、受け入れを進める必要がある。そこで、ビザ免除・緩和の取り決めを行う外務省、ビジット・ジャパン事業に基づいて修学旅行生を増やそうとしている観光庁、そして入国の手続きを決定している法務省が積極的に連携して、修学旅行のガイドラインを作成することを提言する。

ガイドラインとは、日本が中国の修学旅行の呼び込みに対し作成したものを参考に、これから修学旅行ビザ免除・緩和を拡大していく各国・地域の事情に応じて作成していくものである。ガイドラインに記載する事項としては、日本政府がその国・地域において想定する修学旅行についての定義、日本へ入国の際どのような動きで入国手続きを行うのかなどである。

○民間企業による修学旅行商品の企画・販売の振興

訪日教育旅行を推進する取り組みの現状としては、観光庁は海外の教育関係者の招へい、訪日教育旅行に関するセミナーの開催を行うことを検討している。しかしその方法では、訪日修学旅行を考えている学校関係者のみしか情報が伝わらず、訪日修学旅行を考えていない潜在的な旅行者に対してはPRが出来ない。さらに、訪日修学旅行商品のない現状では、修学旅行について企画・手配するのは教育関係者であり、一から旅行を考えることになるため負担も大きい。一方、ビジット・ジャパン事業で訪日教育旅行を進めていくというものの、外国人一般に向け、広く旅行商品を企画、提案している日本の旅行会社などは表立って見られない。

そこで、日本の旅行会社が訪日修学旅行を旅行商品のひとつとして商品化し、海外の教育関係者や旅行小売店全般に売り出し、観光庁がそのような日本の旅行会社に対し、積極的な協力やPRの場を提供してバックアップしていくことを提言する。これにより、訪日修学旅行を考えている教育関係者は旅行企画を一からする必要がなくなり、負担が軽減することから、日本へ修学旅行をするインセンティブが増加する。また、旅行企画・販売者が日本の旅行会社であるため、官民一体のオールジャパンによる訪日観光を目指している観光庁の政策目標にも沿う形となる。

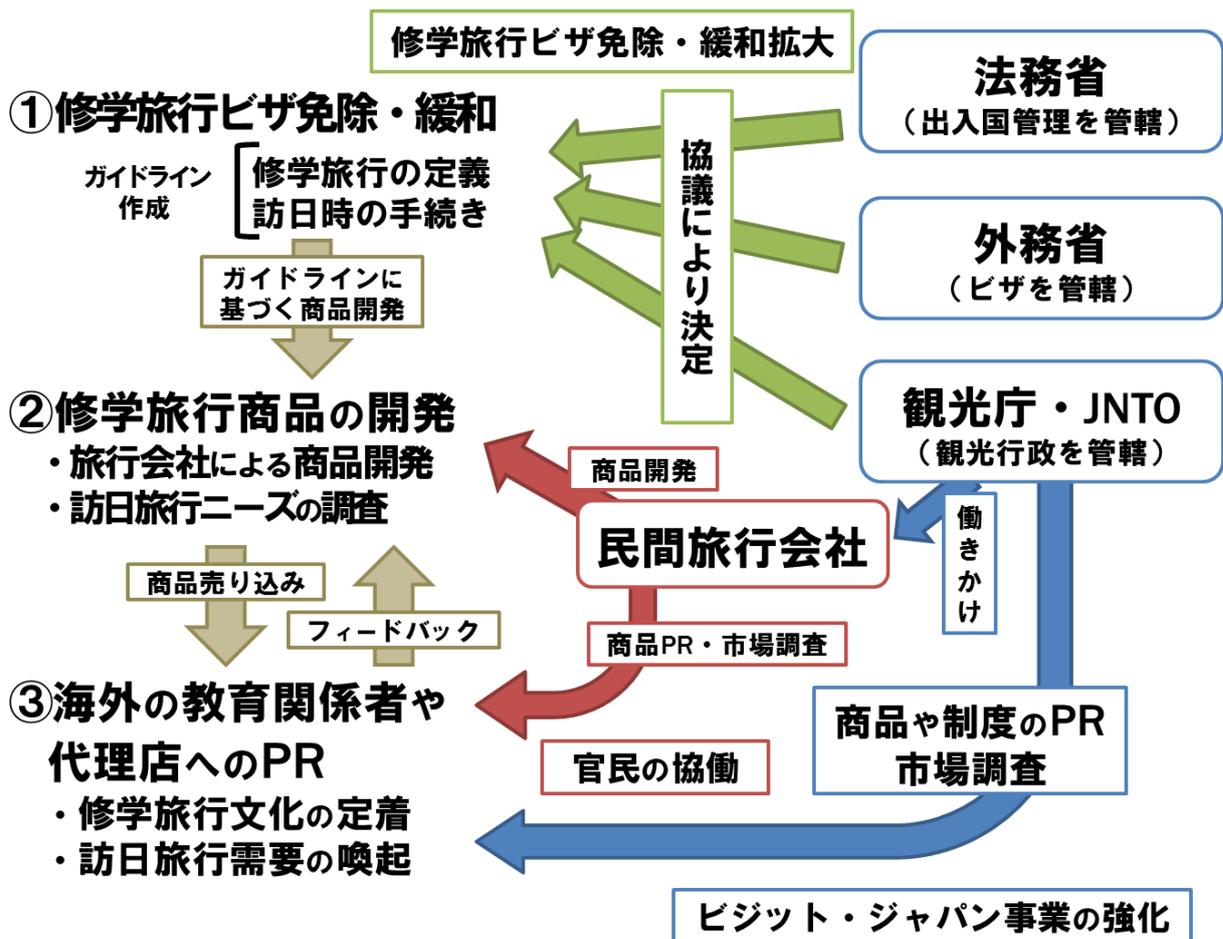
WEST 論文研究発表会 2013

この修学旅行商品は、その国・地域や学校の状況や要望にも応えていくために、随時修学旅行を行った学校からフィードバックを得ることとする。その結果を観光庁と民間企業が共有しつつ、訪日観光に関するプロモーション活動や、修学旅行商品の改善に役立てていくべきである。

○修学旅行という文化・修学旅行商品をPRする

前述したとおり、修学旅行という文化がない国・地域にたいしては、修学旅行という文化についてPRすることが修学旅行ビザ免除・緩和を拡大し、利用してもらう上で必要不可欠である。そのため観光庁が主導し、ビジット・ジャパン事業のプロモーション活動を行う際に、現地の教育関係者、旅行代理店を主な対象者として修学旅行という文化と修学旅行商品をPRすることを提言する。これによって、修学旅行という文化がないところにはその存在を知ってもらい、実施について検討してもらうことができる。また、修学旅行をする文化がある国・地域にとっても、修学旅行ビザ免除・緩和に連動した修学旅行商品をPRすることで訪日外国人の増加につなげる事ができる。

(図5) 政策提言Ⅲのイメージ



(筆者作成)

おわりに

本稿では「日本の安全を維持しつつ、外国との交流を推進し外国の活力を日本に取り込む」というビジョンの実現のためにビザ緩和政策について着目して研究を行った。その上でⅠ. ビザ免除対象国の拡大、Ⅱ. ワーキングホリデー制度の見直し、Ⅲ. ビジット・ジャパン事業の推進並びに修学旅行ビザ免除・緩和、修学旅行商品の売込について提案した。これらの提言については今後推進していくべきものであると考える。これらに加え今後のビザ政策を考える上でさらなるビザ制度の改善も必要ではないかと考えた。研究や聞き取り調査を通じてアメリカのビザ制度に比べ、日本のビザ制度が統一的でなく、国民から見えづらいものであると感じた。ビザ免除・緩和措置は条約ではなく、一般に口上書や交換公文などという外交文書によって決定されるため、現状では国会で審議がなされないままに決定がされている。機動的なビザ緩和政策がなされるためにも、現状のままの決定のあり方でも良いと考えられるが、国会で審議されない分、国民への情報公開が担保されるべきではないかと考える。今後、グローバル化が進み、ますますビザの果たすべき役割は大きくなっていくと考えられるが、その上で情報公開がなされることこそ国民が日本の外国との関わり方を考える上の材料となり、活発な議論がなされるために大切であると思う。

今回の研究ではここまで切り込んだ分析・議論ができなかったが、今後の研究において、これらのことを課題として研究を進めたいと思う。

WEST 論文研究発表会 2013

【参考文献】

《先行論文》

- ・ Xiaochu Hu (2013), Economic Benefits Associated with the Visa Waiver Program--A Difference-in-Difference Approach”, Global Journal of Business Research, vol.7-1,p81-89
- ・ Yaser · Lisner · M. Rejesus(2012), “Bilateral Trade Impacts of Temporary Foreign Visitor Policy.”, Review of World Economics, vol. 148 (3). p 501-21.
- ・ 中澤栄一 (2009) 「訪日観光客数の決定要因：グラビティ・モデルを用いた誘致政策の評価」『現代経営経済研究』 vol.2(3)、p27-58
- ・ 藤鑑 (2010) 「中国の海外旅行需要とその拡大要因について—訪日旅行に関連して—」『岡山大学経済学会雑誌』 vol.42(3), p45-66
- ・ Bertoli · Moraga · Ortega (2011), “Immigration Policies and the Ecuadorian Exodus.” World Bank Economic Review, vol. 25 (1), p 57-76
- ・ Liu-Farrer (2008) , “The Burden of Social Capital: Visa Overstaying among Fujian Chinese Students in Japan” , Social Science Japan Journal, vol. 11 (2), p 241-57

《参考文献》

- ・ 春田哲吉 (1977) 「パスポートとビザの知識」 有斐閣
- ・ 法務省入国管理局 (2013) 「第四次入国管理基本計画」
(<http://www.moj.go.jp/content/000054439.pdf>) 2013/10/27 アクセス
- ・ 法務省 HP (2012) 「訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政検討会議会議資料」
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00022.html) 2013/10/27 アクセス
- ・ 外務省 HP (2013) 「ビザ (査証)」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>) 2013/10/27 アクセス
- ・ 外務省 HP(2008) 「刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty169_12.html) 2013/10/27 アクセス
- ・ 外務省 HP(2007) 「刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_15.html) 2013/10/27 アクセス
- ・ 観光庁 HP (2013) 「経済波及効果」
(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/kouka.html>) 2013/10/27 アクセス
- ・ 観光庁 HP (2006) 「観光立国推進基本法」
(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonhou.html>) 2013/10/27 アクセス
- ・ 観光庁 HP (2012) 「観光立国推進基本計画」
(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/kankorikkoku/kihonkeikaku.html>) 2013/10/27 アクセス
- ・ 観光庁 HP (2013) 「平成 25 年の中国市場プロモーション戦略」

WEST 論文研究発表会 2013

(<http://www.mlit.go.jp/common/000994394.pdf>) 2013/10/27 アクセス

・観光庁 HP (2013) 「オールジャパン訪日プロモーション事業の実施について～外務本省及び在外公館等との連携を強化～」

(http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000114.html) 2013/10/27 アクセス

・国土交通省 HP (2002) 「グローバル観光戦略」

(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/01/011224_3/011224_3.pdf) 2013/10/27 アクセス

・首相官邸 HP (2013) 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf) 2013/10/27 アクセス

・IMF HP (2013) 「World Economic Outlook Databases April 2013」

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>) 2013/10/27 アクセス

・在大連出張駐在官事務所 HP 外務省 (2008) 「修学旅行 中国人修学旅行生に対する査証免除措置の実施要領」

(<http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/jp/visastudy.html>) 2013/10/27 アクセス

・日本政策投資銀行 監査支店レポート (2012) 「インバウンド市場の現状と訪日リピーター拡大戦略—関西が導く「憧れの日本」再訪の旅—」

(http://www.dbj.jp/pdf/investigate/area/kansai/pdf_all/kansai1204_01.pdf) 2013/10/27 アクセス

・藤岡伸明 (2012) 「海外経験は役に立つのか：ワーキングホリデーの効果とリスクの検証」

(<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/23111/1/kenkyu0370100730.pdf>)

2013/10/27 アクセス

・李 政宏 (2012) 早稲田大学大学院教育研究科紀要、別冊 20 号、p189-199

・朝日新聞聞蔵 2013 年 6 月 19 日付け朝日新聞さがみ野・1 地方 p22 「不法就労助長容疑で送検 県警国際捜査課など／神奈川県」

(<http://database.asahi.com/library2/main/start.php>) 2013/10/27 アクセス

《データ出典》

・法務省 HP (2013) 「出入国管理統計」

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html) 2013/10/27 アクセス

・法務省 HP (2013) 「統計に関するプレスリリース『不法残留者数』平成 14～23 年度」

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00013.html) 2013/10/27

アクセス

・財務省 HP (2012) 「国際収支の推移」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm)

2013/10/27 アクセス

・日本政府観光局 HP (2013) 「年別訪日外客数、出国日本人数の推移」

(http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/pdf/marketingdata_outband6412.pdf)

2013/10/27 アクセス

WEST 論文研究発表会 2013

- ・ 国土交通省 HP 「平成 16,17,18,23,25 年度版 観光白書」
(<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html>) 2013/10/27 アクセス
- ・ 国土交通省 「観光白書」 平成 16,17,18,23,25 年度版
- ・ 外務省 HP (2009) 「日韓ワーキングホリデー制度」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/nk_wholiday.html) 2013/10/27 アクセス
- ・ Penn World Table, Groningen Growth and Development Centre, version8.0
(<http://www.rug.nl/research/ggdc/data/penn-world-table>) 2013/10/27 アクセス
- ・ Google map (<https://maps.google.co.jp/maps?hl=ja&tab=wl>) 2013/10/27 アクセス
- ・ IMF HP (2013) 「World Economic Outlook Databases April 2013」
(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>) 2013/10/27 アクセス

【補足】

分析 1 の訪日外国人数の要因分析においてデータとして使用した 161 の国・地域は以下のとおりである。

(表 13) 分析 1 対象国・地域

分析1対象国・地域				
アンゴラ	セネガル	メキシコ	インドネシア	コモロ
アルバニア	シンガポール	マケドニア	インド	カーボヴェルデ
アルゼンチン	シエラレオネ	マリ	アイルランド	コスタリカ
アルメニア	エルサルバドル	マルタ	イラン	キプロス
アンティグア・バーブーダ	サントメ・プリンシペ	モンゴル	イラク	チェコ
オーストラリア	スリナム	モザンビーク	アイスランド	ドイツ
オーストリア	スロバキア	モーリタニア	イスラエル	ジブチ
アゼルバイジャン	スロベニア	モーリシャス	イタリア	ドミニカ
ブルンジ	スウェーデン	マラウイ	ジャマイカ	デンマーク
ベルギー	スワジランド	マレーシア	ヨルダン	ドミニカ共和国
ベナン	シリア	ナミビア	カザフスタン	エクアドル
ブルキナファソ	チャド	ニジェール	ケニア	エジプト
バングラデシュ	トーゴ	ナイジェリア	キルギス	スペイン
ブルガリア	タイ	オランダ	カンボジア	エストニア
バーレーン	タジキスタン	ノルウェー	セントクリストファー・ネーヴィス	エチオピア
バハマ	トルクメニスタン	ネパール	韓国	フィンランド
ボスニア・ヘルツェゴビナ	トリニダード・トバゴ	ニュージーランド	クウェート	フィジー
ベラルーシ	チュニジア	オマーン	ラオス	フランス
ベリーズ	トルコ	パキスタン	レバノン	ガボン
ボリビア	台湾	パナマ	リベリア	英国
ブラジル	タンザニア	ペルー	セントルシア	グルジア
バルバドス	ウガンダ	フィリピン	スリランカ	ガーナ
ブルネイ	ウクライナ	ポーランド	レソト	ギニア
ブータン	ウルグアイ	ポルトガル	リトアニア	ガンビア
ボツワナ	米国	パラグアイ	ルクセンブルク	ギニアビサウ
中央アフリカ	ウズベキスタン	カタール	ラトビア	赤道ギニア
カナダ	セントビンセント	ルーマニア	モロッコ	ギリシャ
スイス	ベネズエラ	ロシア	モルドバ	グレナダ
チリ	ベトナム	ルワンダ	マダガスカル	グアテマラ
中国	イエメン	サウジアラビア	モルディブ	香港
コートジボワール	南アフリカ共和国	スーダン	コンゴ共和国	ホンジュラス
カメルーン	ザンビア	コンゴ民主共和国	コロンビア	ハンガリー
ジンバブエ				

筆者作成

WEST 論文研究発表会 2013

また、分析 2 不法残留者数の要因分析においてデータとして使用した 10 の国・地域は以下のとおりである。

(表 14) 分析 2 対象国・地域

分析2対象国・地域	
ベトナム	マレーシア
ブラジル	タイ
スリランカ	中国
ペルー	フィリピン
台湾	韓国

筆者作成